

令和元年度第 1 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 2 月 1 8 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和元年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和2年2月18日(火) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和2年2月18日(火) 午後2時43分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

7番 野崎さち子君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 出席農地利用最適化推進委員(11名)

旧十和田湖	白山雄治郎君	旧十和田湖	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	深持	下久保トキ子君

切 田 若 沢 弘 幸 君	切 田 中川原 彰 造 君
大深内 工 藤 武 彦 君	伝法寺 小笠原 秋 彦 君
六日町 竹ヶ原 竹 夫 君	

8. 欠席農地利用最適化推進委員（3名）

大深内 立 崎 和 寿 君	東 部 山 端 至 誠 君
藤 坂 松 田 賢 志 君	

9. 会議に付した案件

報告第52号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第53号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第54号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第55号	農地の転用事実に関する照会について
報告第56号	農用地利用配分計画の認可について
議案第68号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第69号	公売買受適格者の証明について
議案第70号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第71号	農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第72号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第73号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第74号	遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について
議案第75号	令和2年度農作業労働賃金等標準額について

10. 議事録署名委員

8番 中野渡 稔 君	12番 豊 川 洋 人 君
------------	---------------

11. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 今 泉 卓 也	事務局 次長 高 橋 克 彦
事務局 農地係長 越 田 守	事務局 振興係長 根 岸 優 一
事務局 主査 山 崎 和 也	事務局 主査 中野渡 礼 央
事務局 主査 椛 木 信 人	事務局 主査 吉 田 武 範

12. 書 記

事務局主査 山崎和也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は7番 野崎 さち子 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年2月6日に告示招集いたしました、令和元年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。8番 中野渡 稔 委員、12番 豊川 洋人 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第52号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第52号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページは農地法によるものが10件で、今後は62番、71番は機構へ切替、63番、66番は自ら耕作、64番は農地として管理、65番は砂利採取、67番、68番、70番は賃借予定、69番は農地として管理、一部を賃借予定です。あっせんの希望はありません。4ページは中間管理事業によるものが1件で、今後は売買予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第53号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第53号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから9ページです。今回は12件で全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、128番、131番、133番の現況の一部は宅地です。134番の現況の一部は山林です。138番の一部の農地は共有地です。なお、相続等を受けた農地が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第53号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第54号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いします。報告第54号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。11ページです。89番から91番までの3件は令和元年度第9回総会議案第55号で、92番から93番までの2件は令和元年度第10回総会議案第61号で承認した案件で、許可書交付は89番と90番は令和2年1月17日、91番は令和2年1月21日、92番と93番は令和2年2月7日に行っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第54号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第55号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いします。報告第55号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は2件2筆で、現地調査は2月6日に実施し法務局への回答は2月7日に行っております。44番は大沢田地区の集会所から西に約700メートル先です。申請者の父が40から50年前に植えた桑の木を中心に雑木が相当数存在して、20年以上山林の状態にあることから非農地と回答。45番は太田川原集落内の旧川原電器の店舗敷地です。昭和46年建築の店舗が農地に一部はみ出して建てられている状態で、税務課も一筆全てを宅地認定しており、20年以上の宅地として利用されていることから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第55号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第56号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いします。報告第56号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。令和元年度第9回総会議案第57号で承認されたものです。15ページから17ページです。賃借権の合計は8件18筆50,873平方メートルで、全て新規です。期間は133番から137番までが10年、138番と139番が5年、140番が3年です。18ページから19ページです。使用貸借の合計は4件23筆93,336平方メートルで、全て新規です。期間は155番が5年、156番が20年、157番と158番が10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第56号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班

は第3班で、調査員は箕輪班長、國分委員、甲田委員の3名です。2月6日に現地調査及び市役所別館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時12分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第68号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）20ページをお願いします。議案第68号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は21ページから25ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は所有権移転が12件、賃借権設定が11件、使用貸借による権利の設定が2件で、合計25件となっています。まず所有権移転ですが、申請番号94番から22ページの102番までは相手方要望による売買です。103番は親から子への贈与で、104番と105番はお互いに農地を交換するものです。23ページからは貸借です。申請番号63番から24ページの72番までは労力不足のため賃貸借するものです。73番は相手方要望です。25ページからは使用貸借で、74番は労力不足のため、75番は相手方要望により貸借します。これらの申請のうち、今月は新規就農申請が2件出されています。22ページの102番は売買により農地を取得し、申請地にはそばを作付する計画となっています。25ページの75番は使用貸借により親から農地を借り受け、いちごとにんにくを栽培する計画です。営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。次にこれらの申請の許可要件についてですが、所有権移転及び賃貸借権設定の申請に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上について現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、

また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第68号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時16分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第69号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）26ページをお願いします。議案第69号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。27ページです。今回の農地は1件2筆で、令和元年度第10回総会報告第50号で全て農地と報告済みのものです。入開札日は令和2年2月28日、売却決定日は令和2年3月6日です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第69号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第70号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）28ページをお願いします。議案第70号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は29ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。2月6日の午後、箕輪班長、國分委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転による売買2件で、ともに相手方要望により売買するものです。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、農地の受け手は認定農業者です。これらの申請地は受け手の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の2件についてはお手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を2月6日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）甲田委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第70号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第71号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）30ページをお願いします。議案第71号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。31ページです。平成14年に住宅建築で転用許可済みでしたが、事業が困難となったためその土地に別の承継者が住宅建築として事業計画の変更するものです。32ページです。昭和60年に貸家及び居宅建築で転用許可済みでしたが、事業が困難となったためその土地に別の承継者二人が住宅建築及び資材置き場として事業計画の変更するものです。どちらの案件も5条申請されております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第71号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第72号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）33ページをお願いします。議案第72号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規

定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は34ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今月は1件です。申請番号5番の転用事由は養牛施設の整備です。自己所有地において畜舎1棟と堆肥置場、牧草ロール置場及びパドック等を一体的に整備する計画となっています。場所は旧国道4号沿いのワダカン食品から南に約200メートル先の地点です。農地区分につきましては農用区域内農地に該当しますが、農振の農用地利用計画において農地から農業用施設へ用途変更済みであり、その用途に供するための転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）國分委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（力石堅太郎君）はい、6番。

委員（竹浦寿広君）ワダカンという言葉が出てきたんですけれども、もう一回その辺ちょっと。

委員（國分弘志君）あ、すいません。

議長（力石堅太郎君）そこを修正して読み上げていただきたいと思います。

委員（國分弘志君）すいません、間違いました。カワダ食品の場所です。そこから200メートルということで。すみませんでした。

議長（力石堅太郎君）ということだそうです。皆様よろしくお願いします。

議長（力石堅太郎君）それでは質疑に入りますが、質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第73号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）35ページをお願いします。議案第73号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は36ページから38ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は11件です。申請番号50番の転用事由は資材置場の整備です。既存の資材置場が手狭になっていることから、申請地を新たな資材置場にするものです。場所はさとの整形外科クリニックから北西に約160メートル先です。51番は普通住宅の建築です。十和田市出身の譲受人が申請地を購入して自己住宅を建築するもので、申請地は転用許可済みですが、先ほどの議案第71号で事業計画の変更が承認されております。場所はめぐみ保育園から北東に約80メートル先です。52番は6区画分の宅地分譲です。場所はさつき幼稚園から南西に約200メートル先です。53番は使用貸借により親から農地を借り受けて普通住宅を建築するものです。場所は南コミュニティ・センターから西に約180メートル先です。54番は9区画分の宅地分譲です。場所は東小学校の北側です。55番は6戸分のアパートを1棟建築するものです。土地は使用貸借により妻から夫が借り受けます。場所はサンデー十和田店から南東に約230メートル先です。56番も普通住宅の建築です。夫婦で農地を購入し自己住宅を建築します。場所はスーパーシティ・アサヒから南西方向に約280メートル先です。57番から59番は先ほどの議案第71号で事業計画の変更が承認された農地を分筆し、事業承継して転用事業を行うものです。57番は資材置場の整備、58番は普通住宅の建築で、59番はそれぞれの土地へ至るため共同で進入路となる道路を整備するものです。場所は十和田

中学校の南東約400メートル先です。38ページの60番は放牧場の整備です。申請地は既に馬の放牧場として利用されていることから、違反状態を是正するため今般始末書付きで申請が出されたものです。場所は十和田乗馬倶楽部の事務所棟の北側です。次に農地区分ですが、申請番号の50番から56番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号57番から59番までは第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから不許可の例外となります。申請番号60番は農用地区域内農地に該当しますが、農振の農用地利用計画において農地から農業用施設へ用途変更済みであり、その用途に供するための転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦勞様でした。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第73号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第74号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 39ページをお願いします。議案第74号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件です。40ページから41ページです。農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止と解消に向け取り組んでいますが、平成29年度から再生利用が困難と思われる遊休農地について非農地判定を行うこととしております。昨年9月に実施した農地パトロールの結果を踏まえ、非農地とすることが適当と判断された遊休農地は73筆195,104平方メートルでした。このうち土地改良区や農林畜

産課等の関係機関への照会で非農地化に支障がなく、所有者等から非農地判定願の提出があった13名17筆39,542平方メートルについて非農地判定するものです。なお、地目変更登記は土地の所有者が行うことになります。まず農業委員会の総会で承認後は、法務局、県構造政策課、市税務課及び農林畜産課へ非農地判定リストを提供します。次に申請者へ非農地判定書を交付するとともに、法務局に提出する地目変更登記の申請書に記載してもらい、法務局で地目変更登記をするよう指導します。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（杉山秀明君）はい。

議長（力石堅太郎君）はい、どうぞ。

委員（杉山秀明君）なかなか判定はするんですが、地目変更には至らないのかなと思っていますが、実際はそうでしょ。なかなか進まないでしょ、指導しても。地目変更の届けというかその、登記事務をやるというのは、あんまり進んでないでしょ、実際。

事務局（越田守君）はい、そうですね。今の議案に載りましたものは、これからの地目変更登記の申請になるわけですが、昨年度実績、昨年度も3月の総会及び今年度4月、5月にこういうかたちで非農地判定承認をいただいた方につきましてその後の調査、実際に地目変更登記されたかを確認しますと、まず5割に達していない集計になっていました。昨年度実績で5割未満となっております。以上です。

委員（杉山秀明君）すると今後ですね、全国的にこの遊休農地がかなり増えている傾向にあるみたいですね。原因はもちろんお分かりのことと思いますが、将来的にですね、このままだと今5割の進行率かもしれないかもしれませんが、増えていくにしたがってこの登記率は下がっていくと思うんですよ。で、そうなったときにますます荒れていくおそれがあります。そこでですね、要望といいますか、私たちの運動のひとつにしてもいいのかなと思っていますことが、法務局の登記官の特権でもってですね、この登記をしてもらう。その代わりに今みたいにこの地権者が農業委員会に申請してこうやって今みたいに非農地判定を農業委員会がすると。そこで通ったものを法務局に持って行って、職権で、じゃあ雑種地にしますよとか、山林にしますよとか、その運動。あるいはですね、農業委員会でも嘱託登記しているんですが、その農業委員会で通ったものをですね、農業委員会独自でものによっては嘱託登記を速やかにできるといったようなことになればですね、これはもちろん本人の了解を得なきゃならないんですが、そういったことをですね、将来的に目指すというか、そうやっていかないと遊休農地が

農地のままで荒れ放題になっていくおそれがあるというふうに思いますんで、これはどうやってそういう方向に持っていけるのかですね、まだ私は分かりませんが、これは法律の問題も絡みます。将来的にそういう方向に持っていければ、この事務は速やかに進んでいくのかなというふうに思いますので、まあ一つ要望といいますか、考え方として将来的にそうあるべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（力石堅太郎君）わかりました。

議 長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第74号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第75号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）42ページをお願いします。議案第75号、令和2年度農作業労働賃金等標準額について。このことについて、別紙のとおり令和2年度農作業労働賃金等標準額を定めたいので承認を求める件です。43ページです。令和2年度の農作業労働賃金及び農業機械利用料につきましては、1月17日開催の全体会において、平成31年度より農作業労働賃金を増額する案としました。この案を踏まえて、2月5日に開催した十和田おいらせ農業協同組合、農林畜産課及び農業委員会の三者による検討会において協議した結果、農作業労働賃金については案どおり6,400円に、農業機械利用料については田植を100円増の7,000円とし、他の料金につきましては平成31年度と同額となりました。また、令和元年10月1日から消費税が改正されたことから消費税10%込みの記載といたしました。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第75号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時43分 —————